

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場秘書課編集
電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷所
電話 (018876) 2430番
一部 5円 郵便番号 018-117
毎月 1日・15日発行

子どもたちは馬にふれるやうな雪まつりで
子どもの雪まつりで

おあげします

大切にしたい動物を愛する心

—コンピューター時代に—



馬そりに群がる子どもたち
二月十七日の子どもの雪まつりで最も人気のあったのは、なんと言つても馬そりである。当日、馬が到着する前から、動かぬ馬そりに満員。その中にはまぎれもなく大人もまじっていたのに驚いた。そしてスピードもなく特別に乗り心地がよいわけでもない馬そりに子どもたちを魅きつけるものはなんであろうか。子どもたちは珍らしさが大人は懐かしさが大きなウエイトを占めるだろうが、それより大きなものは馬の存在だろう。

生活を支えた動力源
昔の農家に欠かせないのは、馬や牛のようないい畜生であった。農耕用動力として重要な役割を果す家畜たちは、家族同様の深い受け受け、母屋の一角に人様より大きな部屋を与えて、馬車の上に寝込んでしまう。舗装していない砂利道の振動は激しく、何かのはずみに道路に落ちても眠ったまま。馬は馬でわが寝ぐら�行、馬は帰ってきたが、主人が帰ってこない。こんな例は枚挙に事欠かなかつたものだ。

この町には木材運搬専門の馬車も多かつた。それが十台もそろうとやはり壯觀であった。帰りがけに、酒の好きな馬主が一杯あおつて、母屋の一角に人様より大きな部屋を与えて、馬の献立もいろいろ手を変え品を変え、飼い葉の献立もいろいろ手を変え品を変え、みがきあげたものである。

農家の若者たちは、朝な夕な馬を引き出しては、土煙りをあげてかけくらべに熱をあげたものだ。
家畜が姿を消してから
それが次第に、馬から牛に、牛から農業機械に移行が始まつたのは昭和三十年ころからで、馬車の姿も自動車の影におしやられるようになつた。今、この町で馬はゼロを記録している。生活の中から家畜が姿を消してから人々の心理状態がどのような変化をたどつたのかは知るすべもないが、トラクターとか、コンバインに対する心理とは別に、愛着を持っていた手中のものを失つた一択の淋しさは心のどこかにもつてゐるはずである。

現代の子たちは家畜という言葉におよそ縁が無くなつてゐる。動物と接する機会も、生活をかけて接しざるを得なかつた当時と比べてほとんどないと言つてもよい。

コンピューター時代ではあるが、動物を愛する心だけは失いたくないものだ。その意味で雪まつりの企画は子どもたちによい機会を与えてくれている。

五城目町議会議員一般選挙が執行されます

○投票所は22カ所

この選挙における投票所は下記のとおりです。

投票区	投票所	投票区	投票所
五城目第一投票区	築地町児童館	富津内第一投票区	秋田末広繊維株式会社会議室
五城目第二投票区	五城目町役場第三会議室	富津内第二投票区	富津内地区
五城目第三投票区	五城目幼稚園遊戯室	富津内第三投票区	富津内中学校理科室
五城目第四投票区	五城目町公民館 馬川分館会議室	富津内第四投票区	北北口公民館
五城目第五投票区	南秋田郡製材協会会議室	内川第一投票区	湯ノ又公民館
五城目第六投票区	上樋口公民館	内川第二投票区	内川児童館
馬場目第一投票区	町村会館	内川第三投票区	小倉公会堂
馬場目第二投票区	中村林業集会研修所 (中村公民館)	大川第一投票区	農村環境改善センター 多目的ホール
馬場目第三投票区	恋地公民館	大川第二投票区	西野公民館
馬場目第四投票区	杉沢公民館	面瀬投票区	森山公民館
馬場目第五投票区	金沢喜市宅(落合)		

○告示ならびに投票、開票は、次のとおりです。

投票日 三月十九日
(午前七時から午後六時まで)
選挙会 三月十九日(開票)
(午後七時から)

馬場目第三投票所 午前七時から午後五時まで
一時間

馬場目第四投票所 午前七時から午後五時まで
一時間

馬場目第五投票所 午前七時から午後四時まで
二時間

富津内第四投票所 午前七時から午後五時まで
一時間

内川第三投票所 午前七時から午後五時まで
一時間

ただし、閉じる時刻を繰り上げる投票所
は次のとおりです。

このたびの選挙は、私たちのもとも身近かな選挙であります。
この選挙の意義を十分理解し、明るく正しい選挙を実現すること
住みたくなる、くらしよい、魅力ある町づくりにつながることと思
います。

選挙特報

昭和五十五年二月二十六日

五城目町選挙管理委員会

電話 (役場) 二二〇〇三〇〇三
(直通) 四三〇〇三〇〇三

この特報は、三月十九日執行の五城目町議会議員
一般選挙に関する連絡事項を速報するものである。

▼不在者投票について

不在投票は、選挙の当日正当な理由によって投票所におもむいて投票すること
ができない選挙人のために、投票日の前にあらかじめ投票する方法です。

①選挙の当日、選挙人がその属する投票区域内において職務又は業務に従事中
である場合。

②選挙人が、やむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある市町村の
区域外旅行中又は、滞在中である場合。

③選挙人が、疾病、妊娠、老衰、不具若しくは産じょくにあるため歩行が著しく
困難である場合、又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中である場合。

※疾病、負傷、妊娠、不具などの場合、自宅において不在投票はできないことに
なっております。

※不在投票する方は、印かんを持参してください。

不在投票は、選挙期日の告示の日(三月十二日)から投票日の前日(三月十八
日)までの間ににおいて行われます。なお、不在投票用紙等の請求は、告示日の
前もできます。このほか不明な点があったときは、選挙管理委員会に問い合わせく
ださい。

▼有権者の資格等について

このたびの選挙に使用する選挙人名簿は、昭和五十五年三月十日現在において
調製した選挙登録と、それ以前に登録調製した選挙人名簿で行われることにな
ります。

※住民要件は、三月十日まで三ヶ月間継続して住所を有した者
(昭和五十四年十一月十日以前に住民基本台帳に登録したもの。)
※年令要件は、三月十九日現在で満二十才に達するもの。
(昭和三十五年三月二十日以前出生者)

▼入場券の配付について

入場券は、近日中町政協力員を通じて配付いたします。
町内転居者については、住民基本台帳に基いて処理しましたが、二月一日以降の
ものは從前の住所地に配付されます。もし配付されない方は、ただちに選挙管理
委員会事務局にご連絡ください。

五城目町開票区の選挙に限り開票を參觀することが出来ることになつております。
ですが、開票所が狭いため一候補者につき二人に制限いたします。

▼そ の 他
●学生、生徒の住所の認定について
移動した時点(転出)で、五城目町での選挙権は無くなります。

勉学のための寮、下宿などに居住する者の住所は、その寮、下宿などが家族の
居住地に近接する地にあり、休暇以外にもしばしば帰宅する必要があるなど特段
の事情のある場合を除き、居住する寮、下宿などの所在地にあります。
(したがって、入場券が配付されても右の場合は投票できません。)

どんな方法でも署名運動は禁じられる

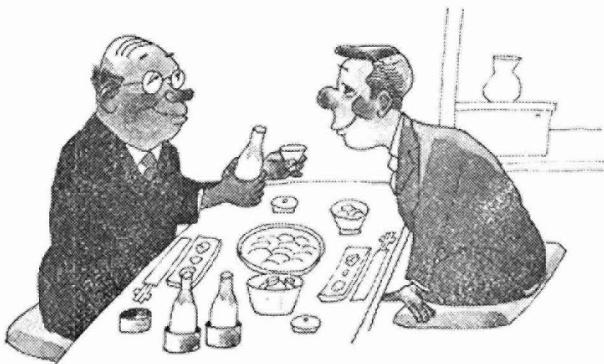
◎署名運動禁止

—自由意志の公正を守る

選挙に関連した署名運動は、公職選挙法違反として直ちに処罰の対象となる。

「○○候補を推薦する」はもとより「△△氏を激励する」ことだけを趣旨とした署名であっても、実態からみて特定の候補者への投票をお願いする意味のものであればすべて禁止される。反対に特定の「だれだれ」には投票しないという趣旨の署名を集めることもできない。

禁止の理由は、投票を無理強いしたり署名した本人が、拘束されない。



選挙区からの陳情者などに 食事や飲物を
だしたり おみやげをあげたりすること

て自由意思による公正な投票が守られないくなる恐れがあるからである。

署名集めの方法も街頭で署名を求めるのはもちろん、署名簿を回覧する場合など、どんな方法でもだめである。ただし、選挙運動期間中であっても、選挙に関係ない署名運動を行うことは差し支えないが、直接請求のための署名を求めるることは、一定期間禁止されている。

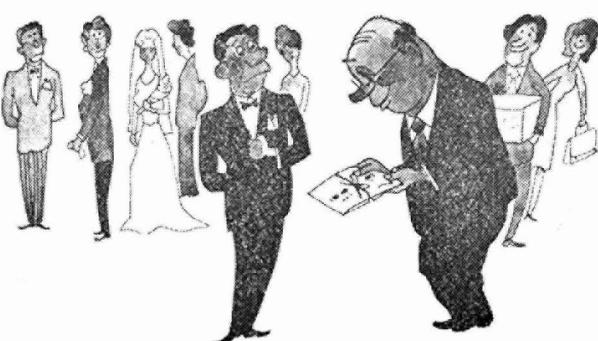
◎うぐいす嬢

—五十三年から報酬認められる—

「○○をよろしくお預け下さいします」選挙宣伝力から黄色い声で呼びかける女性を「うぐいす嬢」と呼んでいるが各候補者にとっては選挙民との「接点」として、またイメージ選挙の時代とあって美声の持主として引っ張りだこ。このうぐいす嬢、

五十三年六月法が改正されて報酬の支給が認められることになった。

五十三年一月、最高裁が「うぐいす嬢への報酬は買収」という判決を



結婚式のときに お祝いの
お金や品物をおくること

- ①政談演説会。
- ②街頭政談演説
- ③政治活動用自動車の使用。
- ④ポスターの掲示。
- ⑤立て札、立て看板の掲示。
- ⑥ビラの頒布。
- ⑦連呼などが

一定の規制の

下に認められている。

しかも、政談演説会などでは、候補者の推薦、支持のための演説もできるし、弁士として自分の選挙演説もできる。

また、選挙報道、評論を掲載した政党、政治団体が発行する機関誌は、

行為などの選挙運動をする人。報酬額は一日四千五百円以内、しかし、美声を確保するため実態は法に定められた限度額を超えているとか。

◎確認団体

政党、政治団体の活動は一般的には自由だが、選挙期間中は一定の制約を受ける。政談演説会など、特定の政治活動の自由を守り、選挙を政党本位にしていくために、

公選法では政党、政治団体が確認団体として認められれば、禁止される特定の政治活動を一定の規則の範囲内で行うことと認めている



お祭りのときに お金やお酒などをねだること

- ①葬式での香典や花輪、親しい友人などへの結婚祝いとしての祝儀。
- ②候補者などの親族ーに

①政党その他の政治団体または支部。

問わず、また選挙に関するか否にかかわらず、厳しく禁じられている。これら禁じられた寄付には、政治団体で、自治大臣から確認者の交付を受けたもの。確認団体となれば、総選挙では、

確認団体とは、全国を通じ二十五人以上の所属候補者を持つ政党を表す、または、氏名が表現されるような方法で寄付することも許されない。

ただ、例外として候補者などが

①署名運動の本部で直接発行。

②自治大臣に届け出た一紙誌などの条件で頒布できる。

③国会議員が地元からきた人に、旅費や土産を出したり、飲食のもてなしをする。

④選挙区内の祭りや運動会に金銭や酒などを寄付する。

⑤名前や写真入りのうちわなどの品物を贈る—

候補者または候補者になろうとしていたようだが、五十三年一月、最高裁が「うぐいす嬢への報酬は買収」という判決を

した。このうぐいす嬢、

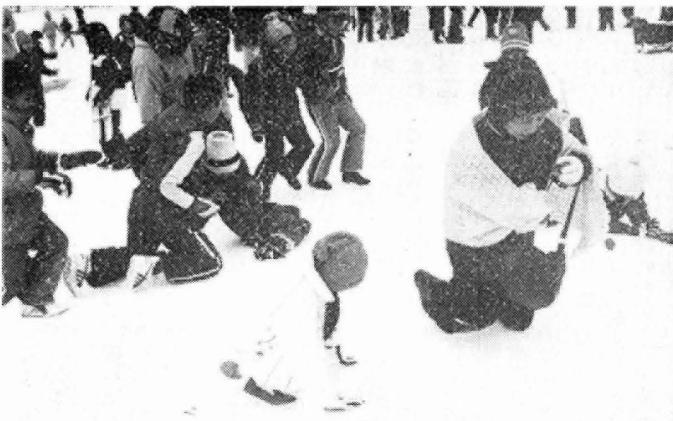
しかし、この種の集会でも、任期満了前九十日または解散の翌日から投票日までの間のものは禁じられている

もつとも、香典返しや出産祝いのお返しなどは認められるなど例外もあり、実際にには寄付と寄付でないものとの区別が難しい面もある。

また、候補者などが役職員や構成員である会社その他の法人、団体が選挙区内の人に候補者の氏名を表示、または、氏名が表現され



子どもたちの雪まつり 青空のもと 楽しい一日



馬そりに群がる子どもたち

みかん拾いはおかあさんといっしょに

東と西のチームに分かれて綱引ひき

もちつきを珍らしそうに見る子どもたち

雪の芸術作品に挑戦するも未完成であった

お父さんの荷物を一手に親孝行

みなさんボクのウインターファッションいかが



横断幕の下を通って会場へ

第三回子どもの雪まつりは、二月十七日前十時から雀館運動公園広場で、子どもたちやその父兄約八百人が参加して行われた。昨年は雪不足のため中止となつたが、今年はまずまずの積雪で、会場にはかまくらやスロープが作られたほか、馬そりなども用意された。

当日の天候も開会式の時にふぶいたものの、その後は青空が見られるようになり、子どもたちは雪の中で楽しい一日を過した。

また甘酒や豚汁がふるまわれたほか、昼食時には広域体育館の五カ所に臼(うす)が持ち込まれ、もちつきが行われた。つきたてのものはすぐに黄な粉がまぶされ、子どもたちに配られた。



窮屈だってかまわない



子どもたちに大うけの馬そり



超満員のそりの中



楽しそうな子どもたちの顔



子どもたちにまじって大人も甘酒をいっぱい

1980・3・1

食肉料理コンクール

金賞に小野さん

—全員入賞の快挙—

先ごろ秋田県食肉事業協同組合連合会主催のもとに行われた「マの自慢の肉料理」コンクールでこの町から参加した五人が全員入賞するという金星をあげた。

このコンクールは、全国食肉事業協同組合連合会大会の県予選を兼ねたもので、一次審査で応募原稿を審査し十名を決定、二次審査では一次審査で入賞した十名により実演、試食コンクールを行い順位を決定したものである。

受賞者と作品名は次のとおり。

- 金賞 小野みちこ（浦横町）
- 銀賞 小玉アエ子（西野）
- 黄賞 焼き
- 努力賞 金子ひさ子（西野）
- ウインナーの牛肉巻き揚
- 努力賞 千田 カツ（西野）
- 牛肉のタルタルソースかけ
- 豚肉のアラカルト蒸し
- 佳作 斎藤 妙子（矢場崎）
- ダンゴスープ添え

家族やグループの
チームワークに支

二年前の
同コンクー
ルでも、本
町から三名

の上位入賞
者を出して
審査会場を
アッといわ
せたが、こ
のたびも十
人のうち五
人も五城目
から出場、
しかも全員
入賞といふ
離れ技をや
ってのけ、
この町の調
理人口の層
の厚さと、
腕の良さを
見事に披露



コンクールで入賞したみなさん

してくれた。

これは本人の努力もさることながら味好会（町民講座から独立して三年目の先輩十五人の集まり）のチームワークの良さを第一に、おじいさんやおばあさんが子守りなどをして積極的に協力してくれたなど、温かい家族の協力が今回のことでも確かなようだ。

三月九日 広域体育館で

全町室内球技冬期大会

・バレーボール（九人制・家庭）
・バスケット

三月九日（日）広域体育館で、
全町室内球技冬期大会が行われる

種目は、バレーボール（九人制・家庭）とバスケットボールで、次のような内容で行われるので、各町内から一人でも多く参加して、健康づくりに役立ててくれるよう担当課では呼びかけている。

一、期日 三月九日 午前九時
二、場所 広域体育館
三、内容

・バレーボール
・九人制（男女混合で女子二名以上含むこと）
・家庭（男女混合で男子四名、女子四名とする。）

五城目町 春休み短期スイミングスクール開講



- ・期間 3月26日（水）～30日（日）
 - ・時間・定員
 - ① 10:30～11:30 (30名)
 - ② 12:30～13:30 (100名)
 - ③ 14:00～15:00 (30名)
 - ・受講料 3,000円
 - ・会場 五城目町屋内温水プール
- ※定員を越えた場合は時間の変更もあります。

- ◇お申し込みは…
申込書に受講料を添えて体育館までお届けください。
- ◇〆切りは… 3月12日（水）です。
- ◇申し込み後の取り消しは、300円の手数料をいただきます。
- ◇くわしくは
秋田アスレティッククラブ
0188-64-0381
または五城目町体育館 4411まで

